

昭和二十三年法律第三百三十六号

警察官職務執行法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、警察官が警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するため、必要な手段を定めることを目的とする。

第二条 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

(質問)

第二条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていると認められる者を停止させて質問することができる。

第二条 その場で前項の質問をすることが本人に対しても不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合には、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

第三条 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

第四条 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。

第五条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

第六条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

第七条 警察官は、犯罪の予防及び制止

第一項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

第八条 警察官は、この法律の規定による外、刑事訴訟その他に關する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞ある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な難踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に

必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

第二条 前項の規定により警察官がとった処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合においては、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

(犯罪の予防及び制止)

第五条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又はもしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

(立入)

第六条 警察官は、前二項に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に對し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

(武器の使用)

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができます。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所）がこれを拒むことをいう。以下同じ。の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

第二項の規定による警察の保護は、二十二時間以内に該当する場合は、前項の規定による警察の保護を除いては、人に危害を与えてはならない。

第三項の規定による警察の保護は、二十四時間以内に該当する場合は、前項の規定による警察の保護を除いては、人に危害を与えてはならない。

第四項の規定による警察の保護は、二十四時間以内に該当する場合は、前項の規定による警察の保護を除いては、人に危害を与えてはならない。

第五項の規定による警察の保護は、二十四時間以内に該当する場合は、前項の規定による警察の保護を除いては、人に危害を与えてはならない。

第六条 警察官は、この法律の規定による外、刑事訴訟その他に關する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。

附 则

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄
(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、
警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日
から施行する。

附 則（平成一八年六月二三日法律第九四号）

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日